

いじめ防止ガイドライン

いじめはどの集団にも起こりうるものであり、すべての子ども達が被害者にも加害者にもなりうる。また、被害者、加害者、さらにそれをはやしたてる観衆の立場、見て見ぬふりをする傍観者の立場も含め、どのような立場であろうとその経験は子ども達の健やかな成長に悪影響を与え、ケースによっては心身に重大な危険を及ぼす。

現在、各学校ではいじめ防止基本方針などを制定し、その防止に懸命に取り組んでいる。

子ども達の健やかな成長を望むPTAとしても、学校と連携し、保護者ができるいじめ防止について取り組むものとする。

【保護者の取り組み】

①未然防止

- ・家庭教育において、自他を共に尊重する態度・能力の育成、自己有用感・自己肯定感の育成に努める。

②早期発見

- ・子どもとの対話をできるだけ多く持ち、子どもの表情、言動、人間関係、服装や身だしなみなどの変化を注意深く観察する。
- ・子どもに気になる変化が見られた時、また、いじめについての情報（子ども、または、保護者が見聞きしたなど）を得た時は、すみやかに学校に相談、連絡する。なお、何らかの事情により学校に相談、連絡することが困難な場合も放置することなく『24時間子供SOSダイヤル』に相談、連絡する。

③対応

- ・何らかの立場で、いじめに関わったことが発覚した時は、学校と連携し、必要に応じて専門家などの助言を受けながら、その対応やケアに努める。

【各単位PTAの取り組み】

①各附属学校のPTA執行部は、年度ごと、学校と下記について協議し、すみやかに体制を整え、保護者に対してその内容を上記の「保護者の取り組み」とともに啓発、周知させる。

- ・いじめについて相談、連絡する窓口の設置。（副校長などの管理職、養護教諭などの教員）
- ・上記の窓口への連絡先、連絡方法、連絡可能時間などの詳細。
- ・保護者からいじめについての情報提供があった際、その情報元は確実に秘匿され、管理された特定の教員間でのみ共有される体制づくりとその徹底。

②何らかの事情により学校に相談、連絡することが困難な場合のために『24時間子供SOSダイヤル』（保護者も連絡可能）の連絡先（TEL 0120-0-78310）を周知させる。

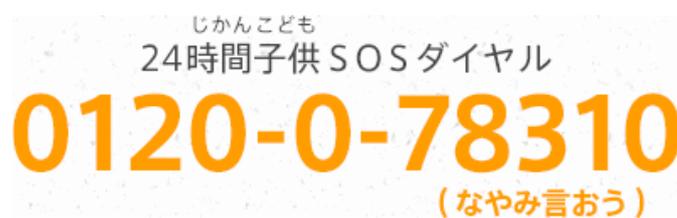
③保護者がいじめについて学ぶことのできる機会を提供する。（講演会、勉強会など）

以上

< 参考資料 >

【24時間子供SOSダイヤル】

どこからでも、夜間・休日を含めて、24時間 いつでもいじめやその他のSOSをより簡単に相談することができるよう、全都道府県及び指定都市教育委員会で実施。下記のダイヤルに電話すれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続。



【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法第2条第1項（2013年9月28日施行）には、以下のように定義されている。

- ・「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、平成18年度以降の文部科学省（初等中等教育局児童生徒課）による「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、以下のように定義され調査されている。

- ・本調査において個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。
「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。